

平成 28 年

歌志内市議会第 1 回臨時会会議録

第 1 回臨時会 平成 28 年 2 月 5 日 開 会
平成 28 年 2 月 5 日 閉 会

歌 志 内 市 議 会

平成二十八年

歌志内市議会第一回臨時会会議録

2 月 5 日 第 1 号

平成28年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成28年2月5日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成28年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に1番湯浅礼子さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会は、本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

阿部議会事務局長。

○議会事務局長（阿部幸雄君） 報告いたします。

この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案7件、報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成27年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。
次に、議員の出欠席の状況であります。本日は7名の出席であります。
本日欠席されますのは田村議員であります。
以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の理由は、平成28年1月以後に納税義務者等から申告・申請等を受ける手続においては、原則として個人番号又は法人番号の記載を求めることとなりましたが、納税義務者等の負担を軽減するため、一定の場合において個人番号の記載を不要とする通知が平成27年12月18日付であったため、歌志内市税条例の改正を要することになりました。

このため、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分したものでございます。

次ページへ参ります。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、歌志内市税条例の一部を改正する条例一部を改正する条例。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、臨時会資料の22ページをごらん願います。

このたびの改正は、納税義務者の申請や届け出については、原則として個人番号の記載が必要とされておりましたが、納税義務者の負担の軽減を図るため個人番号を記載した申告等の後に関連して提出する一定の書類には、個人番号の記載を要しないという見直しがされたことに伴い、1月1日の運用開始までに改正する必要があったことから、専決処分により改正したものでございます。

第51条の改正規定は、地方税分野における個人番号の利用手続の一部見直しに伴い、個人

市民税の減免申請書に個人番号の記載を不要とするものでございます。

第139条の3の改正規定は、地方税分野における個人番号の利用手続の一部見直しに伴い、特別土地保有税の減免申請書に個人番号の記載を不要とするものでございます。

以上で、資料による説明を終わりました、本文の附則に参ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第1号について採決をいたします。

この件については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

議 案 第 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第2号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第2号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成27年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき説明いたしますので、臨時会資料の2ページをお開き願います。

資料の上段に、人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しておりますのでごらん願います。

給与勧告のポイントであります、給与改正の内容と考え方として、月齢給（1）俸給表につきましては、民間給与との較差1,469円、0.36%を埋めるため民間との差がある初任給の引き上げ及び若年層についても同程度の改定を行い、平均0.4%の俸給表を引き上げることとなっております。

次に、ボーナス、期末勤勉手当になりますが、民間の支給割合に見合うよう4.10カ月分から4.20カ月分へ引き上げとなっております。

引き上げとなった0.1カ月分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分され、本年度につきましては12月期に支給されております勤勉手当に0.1カ月分、28年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.05カ月分ずつ引き上げられることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、議案第2号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、給料月額及び勤勉手当の改定を行うため、歌志内市職員給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

附則第27項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、「100分の75」を「100分の85」に改める。

附則に次の1項を加える。

第28項、平成27年12月に支給された勤勉手当に限り、第34条の2第2項第1号の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。

これは民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1カ月分引き上げ4.20カ月分とし、支給月数の引き上げ分は民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、平成27年12月期の勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものでございます。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

これは給与について官民格差を算出したところ、国家公務員給与が民間給与を平均0.36%下回っていたため、人事院勧告に伴う国家公務員の俸給表の改定に準じ、給料表を改正しようとするものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第27項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

これは平成27年12月期に0.1カ月分引き上げた勤勉手当を、平成28年以降において、6月期及び12月期の勤勉手当に均等になるよう0.05カ月分ずつ配分しようとするものでございます。

附則。

施行期日等。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

これは平成28年4月1日以降の勤勉手当にかかる支給月数の施行期日を定めるものであります。

第2項、第1条の規定（歌志内市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は平成27年4月1日から、同条の規定（給与条例第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定に限る）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

これは第1条に規定した給料表の改正は平成27年4月1日から適用し、平成27年12月支給分の勤勉手当に改正する改正は同年12月1日から適用しようとするものでございます。

給与の内払。

第3項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与

条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

これは平成27年4月1日から適用する第1条の規定による給与について、改正前の支給済みの給与が改正後の条例の規定による給与の内払とみなす規定を設けるものであります。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第2号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 議案第1号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第1号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、臨時会資料の1ページをごらん願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第5項、平成27年12月に支給された期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の222.5を乗じて得た額とする。

(歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部改正)

第2条、歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例(昭和29年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の212.5」を「100分の217.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第13項、平成27年12月に支給された期末手当に限り、第5条第4項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の222.5を乗じて得た額とする。

附則。

施行期日等。

第1項、この条例は、公布の日から施行し、改正後の歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定は、平成27年12月1日から適用する。

期末手当の内払。

第2項、改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

これは平成27年12月1日から適用する第1条及び第2条の規定による期末手当について、改正前の支給済みの期末手当が改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定を設けるものであります。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(川野敏夫君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 3 号

○議長(川野敏夫君) 日程第7 議案第3号第6次歌志内市基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長(村上隆興君) ー登壇ー

議案第3号第6次歌志内市基本構想の策定について御提案申し上げます。

これは歌志内市議会の議決事件に関する条例（昭和59年条例第37号）第2条第1号の規定に基づき、第6次歌志内市基本構想を別冊のとおり策定するものであります。

提案理由は、平成18年1月策定の第5次歌志内市基本構想（平成18年度から平成27年度）は、平成27年度末をもって計画期間を終えることから、新たに第6次歌志内市基本構想（平成28年度から平成37年度）を策定し、長期的な観点から本市の振興を図ろうとするものでございます。

本構想案につきましては、議案第3号の資料、別冊で御説明いたしますが、最初に、策定に至る経緯等について御説明いたします。

本市におきましては、平成18年度から第5次歌志内市基本構想、基本計画に基づき住みよい地域づくりと市民との協働のまちづくりによる生き生きとみんなで創る心ふれあうまちの実現とともに、広域連携や市町村合併も視野に入れたまちづくりを目指し、スタートしたところですが、同時期に長期借入金の一括償還をしたことにより、急激な財政悪化となり6年間に及ぶ財政健全化計画を策定し、本市の危機的財政状況を乗り切ることを最重要課題としてまちづくりを進めてきたところであります。

一方、国では、国際化や高度情報化、環境問題の深刻化などとともに少子高齢化が一層進展し、社会保障費の増加から国の歳出は税収を大きく上回る状態が恒常的となり、先行きが不透明な社会情勢が続いております。

本市財政の太宗を成す地方交付税についても、今後減少していくものと推計せざるを得ない状況であり、こうした状況のもと本市では未だ基幹産業の創出には至っておらず、依然生産年齢人口を中心とした人口の流出に歯どめが利かず、人口減少とともに高齢化率が45%を超える急激な高齢化が進み、地域力の衰退による地域コミュニティの維持存続が危ぶまれております。

このため、今後の社会情勢を的確に把握しながら、新たなコミュニティの形成などコンパクトなまちづくりを中心として、安全で安心して快適に暮らせるまちの将来展望をしっかりと見据え、みんなでつくる笑顔あふれるまちの実現を目指し、全ての市民が幸せを実感できるまちづくりを市民と一緒に築き上げる新たな歌志内の進むべき指針として、歌志内市総合計画の基本構想を策定するものであります。

それでは、別冊資料の1ページをお開き願います。

1、総合計画の枠組みでございます。

総合計画は行政運営の最も基本となる計画で、本市のまちづくりは全てこの総合計画に沿って行われます。期間は10年間で、基本構想、基本計画によって構成され、この計画に基づき毎年予算の確保とあわせた実施計画により事業が行われます。

議案の別冊で御提案しております総合計画への掲載は、第1編を基本構想、第2編を基本計画としており、このうち基本構想を議決案件として御提案しているところであります。

また、今回特に、さきに策定いたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間にあわせ平成31年度までの4年間で前期基本計画とし、総合戦略で掲げた四つの柱を重点プロジェクトとして取り組むこととして位置づけをし、4年後に見直しを行うこととしております。

次の実施計画につきましては、基本計画に示す施策や事業の具体的な内容を明らかにし、毎年度の予算編成の指針となるもので、期間を3年とし、事業の評価と見直し等を行いながら毎年ローリングしてまいります。

次に、2ページをお開き願います。

2、目指すまちの姿でございます。

本市は、たくましい先人たちが幾多の困難を克服し築き上げてきたまちです。私たちも、また試練を乗り越え、郷土の歴史と伝統を次の世代に引き継いでいく責務があります。

このため、私たち一人ひとりが先人たちの開拓精神と知恵を学び、さらなる英知を結集するとともに、たゆまぬ努力をもってまちづくりに取り組まなければなりません。

今後のまちづくりの方向性として、生活の利便性や冬期間の雪対策、コミュニティの形成など住生活が現在より良質となるよう、核となる地域へ密集して暮らすコンパクトな住宅市街地形成の中心として、みんなで創る笑顔あふれるまちを基本理念として、その実現を目指すこととしております。

次に、3、基本目標でございます。

基本目標につきましては、基本理念を実現するために五つの目標を定めております。

目標の1は、市民と協働で創るまち、目標の2は、活力と魅力あふれるまち、目標の3は、健康で心ふれあうまち、目標の4は、安心して快適に暮らせるまち、目標の5は、豊かな心を育む教育と文化のまちでございます。

次に、4、将来人口でございます。

将来人口につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンで推計したものを採用しており、国立社会保障人口問題研究所での推計が平成37年に2,747人とされておりますが、重点プロジェクトに掲げる定住対策や子育て支援、交流人口の増加につながる施策や事業を推進することで、10年後の人口を推計よりも253人多い3,000人の維持を目指すこととしております。

次に、4ページをお開き願います。

5、土地利用の方向性でございます。

本市は、東西に縦断する道道に沿って帯状に形成されており、今後ますます地域の人口減少が進んでいくことは避けられない現実から、現在の市街地を維持したままでは空き家の倒壊などの危険性が増すことや、地域コミュニティの欠如など、さまざまな問題の発生が懸念されます。

このため、将来の人口規模を想定し、市営住宅や公共施設などを集約した住生活の環境づくりを進め、子どもから高齢者、移住者など誰もが快適に暮らすことができるコンパクトなまちの形成に取り組みます。

コンパクト化に当たっては、イメージでお示ししておりますとおり、市内を大きく本町・上歌・東光・歌神地区、神威地区、中村・文珠地区の三つの地区として、既存の公共施設や市営住宅の特長を生かして、各地域の機能と重点ゾーンを設定します。

集約や施設再編による跡地については、宅地分譲など有効活用を図ることとしております。

以上、私のほうからの御説明を申し上げましたが、6、施策の大綱以下につきましては、総務課長より御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから概要版の5ページ、基本構想部分の6、施策の大綱より御説明いたします。

基本構想における施策の大綱につきましては、基本理念であるみんなでつくる笑顔あふれるまちの実現に向け、五つの基本目標について取り組みの方向性や考え方を説明したものでございます。読み上げて説明させていただきます。

基本目標1、市民と協働で創るまちであります。

国や地方自治体の財政状況は極めて厳しく全国一律の施策から地方分権の自主・自立への政策に転換されようとしています。これからは、自分たちのまちは自分たちでつくっていくという意識のもと、市民と行政が連携してまちづくりを進めていくことや、ともに行動していくことが重要です。

市民が積極的に参画できる協働体制を創るには、より多くの人々の意見が市政に反映される環境整備が必要のため、一層の広報広聴機能の充実を図り、積極的な情報発信と共有化を進めます。

また、急速に進む人口減少と少子高齢化により、地域での子育て支援や高齢者の見守り、災害時の被災者支援などさまざまな場面で、住民同士が互いに助け合い、支え合う重要度が増しています。市民が安心して暮らすことのできる地域コミュニティを築くため、市民の主体的な活動を支援していきます。

財政面においては、本市の規模に見合った財政運営を進めることが必要です。

今後は、人口減少に伴う地方交付税の減額を見通して、市民サービスの満足度向上に取り組みながらも、限られた財源と人員による効率的な行財政運営に努めます。

基本目標2、活力と魅力あふれるまちでございます。

本市の課題は、雇用の場を生み出す産業振興を基盤とする人口の定着です。本市が自立し、活力あるまちづくりを進めるためには、新たな産業の芽を育成・支援し、特に、若年層の定住を促すことができる魅力ある就業の場を創出することが求められます。このため、地場産業の育成や企業誘致を進めるとともに、地域資源を活かした新たな産業興しに取り組めます。

また、市外からの交流人口の増加を図るため、かもい岳スキー場やかもい岳山頂から望む雲海、チロルの湯などの観光資源を活用するとともに、連携を図りながら施策を展開し、観光と連動する地域経済の活性化を目指します。

地方を含む国内景気が回復傾向にある中、本市の商工業者を取り巻く状況は、明るい兆しを見ることはできず、非常に厳しい経営を余儀なくされています。このため、商工会議所との情報共有を図りながら、経営安定化と業績向上に向けた取り組みを進めます。また、企業間での情報交換を促進するなど、地域に根差した産業の育成を図ります。

基本目標3、健康で心ふれあうまちでございます。

高齢者にとっては、住み慣れた地域で明るく生きがいのある生活を送れる環境づくり、また、子育て世代にとっては、子どもを産み育てることに希望を持てる環境づくりなど、誰もが健康に暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

このため、市民一人ひとりの健康意識の高揚を図り、それぞれの年代に応じた予防対策に重点を置く健康づくりを推進します。

また、乳幼児から高齢者に至るまで、そして障がいのあるなしにかかわらず、誰もがゆとりと生きがいを持ち、安心して日常生活を送ることができるよう、いたわり合いや支え合いの心を共有する温かい地域社会を目指して、保健・医療・福祉が連携して多様化する福祉ニーズに対応し、地域に根差した社会福祉体制の整備・充実に取り組めます。

基本目標4、安心して快適に暮らせるまちでございます。

本市ではこれまで、歌神一区地区団地など市営住宅の建設や、高齢者向け住宅として東光及び神威シルバーハウジングの整備など、市営住宅を中心とした住環境整備を進めてきました。一方で、人口減少と少子高齢化の進展、市営住宅や公共施設の老朽化、空き家の増加など、住生活を取り巻く多くの課題への対応が求められています。このため、分散している市街地の集

約化を進めて住環境の整備や利便性の向上を図り、誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりを目指します。

市民の安全・安心を確保することは、市政の基本です。火災や自然災害から市民の命を守ることを最優先に、消防や防災体制の整備、犯罪の未然防止対策、交通安全対策などの諸施策に、市民や地域と行政が連携して、誰もが安心して暮らすことができる安全なまちづくりに取り組みます。

基本目標5、豊かな心を育む教育と文化のまちでございます。

幼児・児童・生徒の基礎的な学力や体力の向上を図るとともに、個性豊かな人格と目まぐるしく進展する社会情勢に適応できる能力を養えるよう、総合的な教育環境の整備・充実を進めます。

また、市民一人ひとりが心豊かな生活が営めるよう、主体的に学び続けることができる学習機会の拡充に努め、幅広い活動の場の提供や世代間交流を図るとともに、文化活動やスポーツ活動の充実を進めます。

7ページ以降につきましては、要点のみの説明とさせていただきます。

7ページの7、施策の体系であります。

目指すまちの将来像として、基本理念であるみんなで創る笑顔あふれるまち実現のため、先ほど御説明した五つの基本目標を掲げ、それぞれに政策、基本施策をぶら下げており、重点プロジェクトといたしまして「まち・ひと・しごと総合戦略」で掲げました四つの戦略の柱について取り組む、こういったものを体系図であらわしてございます。

8ページから11ページにつきましては、基本計画における重点プロジェクトの具体的取り組みなどを掲載しております。

まち・ひと・しごと総合戦略で掲げた四つの戦略を重点プロジェクトとし、分野の異なる施策や事業を一体的に行うことで総合的な成果を上げることを目指し、28年度から31年度までの4年間で、特に重点的に取り組むべき施策として位置づけ、推進してまいります。それぞれ現状課題と方向性、基本目標、具体的取り組みを掲載しております。

12ページから26ページにつきましては、基本計画でございます。

基本構想で掲げる将来目標や施策の大綱を受け、取り組むべき必要な施策や事業をそれぞれ分野別に政策のねらいや、基本施策における主な施策事業をそれぞれ記載しております。

また、本編のほうになりますが、計画の実効性を高めることを目的に各政策ごとに政策達成の成果指標を設定したところであり、次に御説明いたします計画の進行管理を行う上で、目標達成の進捗状況などを確認する指標としております。

27ページでございます。

こちらに計画の進行管理の考え方を記載しております。

計画の進行管理を行う上で、プラン、計画を策定、D o政策事業を実施して、チェック、事業や取り組みの評価を行い、アクション、必要に応じて改善するといったP D C Aサイクルを取り入れていくこととしてございます。

28ページから32ページにつきましては、用語解説でございます。

33ページは、総合計画の策定経過でございます。

平成27年4月、庁内に総合計画策定委員会と同時に策定推進委員会を設置、開催し、歌志内市総合計画の策定方針を確認、6月の策定推進委員会の開催より具体的な作業に着手してきたところでございます。

また、同時に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定にも着手し、3月にはまちづくり市

民会議委員の公募を行うとともに、産官学金労の各団体からの推薦を受け、20名の委員と2名のアドバイザーで構成する市民会議を5月に発足し、本市における最大の課題である人口減少対策などにつきまして、9月の市長への提言書の提出まで5回の会議と勉強会、2回の代表者会議により精力的に話し合われたところであり、総合計画で取り組むべき重点事項などの提言があったところでございます。

総合計画策定委員会策定推進委員会では、これらの提言を含めた総合計画の原案づくりを進め、12月にたたき台を専門部会で検討するとともに素案を策定し、まちづくり市民会議委員で構成する総務、産業、民生、教育の四つのワークショップにおいて素案に対する内容確認、検討を行っております。

歌志内市総合開発審議会につきましては、12月に第1回の会議を開き正副会長を選任した後、市長より諮問を受けた総合計画の基本構想、基本計画の素案について4回の審議を重ね1月21日に答申を受けたところでございます。

総合計画策定委員会では、この答申を踏まえるなど素案の修正を行い、このたびの臨時会に御提案したところでございます。

34ページ以降は、策定体制、歌志内市総合開発審議会への諮問及び答申書、各委員名簿、平成27年度現在の主な個別計画を記載しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 先ほど、前段で市長が大体説明していただいているんですけども、ちょっと二、三点聞きたいと思います。

一つ目なんですけれども、第5次の基本構想策定を10年間で、その内容はどれぐらい実行されて、また、それがどれぐらい実行されなかったのか、その分析がどういうふうにされて今回の第6次の構想に反映されているのか、それをどういうふうに分析したのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

二つ目ですね、第5次のこの基本構想を立てた後、先ほど市長が言ってましたけれども、財政的な大きな問題がありました。その財政的な問題を抱えながらやったのですけれども、やっぱりいろいろ今回の6次の計画にかかる期待というのは、やっぱりその分大きいと思うのですよね。その分やっぱり、こうしないと、ああしないとだめだということも、いろいろ多分考えられての10年間だったと思うのですけれども、その辺は、この辺いろいろ資料出されていますけれども、もう一度、その辺どういうふうに期待を背負っていくのかお聞きしたいと思います。

あともう一つは、住民とのやっぱり風通しというのですかね、意見交換という形で、どういうふうにやっていくのかと、それがうまくいかないこの6次の構想が前に進んでいかないと思うのですけれども、住民からの意見を吸うだけ吸って、どういうふうにその意見を一つずつ丁寧に返していくかと、要求をどういうふうに思っている、考えているというのを発信していかないとだめだと思うのですけれども、その辺、柔軟性というのも聞かれると思うのですけれども、その辺はどういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 第5次基本構想、基本計画との比較ということでございました。この第5次基本構想というのは、平成18年から本年度27年度までの10年間という計画でございます。

平成18年といいますと、御承知のとおり歌志内財政健全化のスタートした年でございます。第5次の基本計画に載っているハード面については相当部分が先送りをしたという現実がございます。ソフト面につきましては、財政的に許される範囲内で私どもが考えられる範囲で対応してきたという事実もございますが、議員御指摘のとおり、相当厳しい結果と我々受けとめております。

それに関連しまして、この第6次ということでございますが、この10年間随分世の中の状況が変わってきている、また、歌志内の環境も変わってきているということも、現実としてございます。

したがって、市民会議の中の各委員の皆さんも世代間で相当いろいろな職種の方、あるいは年代的にいろいろ幅の広い中で、委員が参画してくださっている。そこに大学の先生方もアドバイザーとして入っていただいて、特に、この大学のアドバイザーの先生方はふだんから歌志内のまちの中に、毎年おこしになって、いろいろな部分で我々に御指導をいただいている先生方でございます。そういう意味で過去を振り返るのではなくて、これからの歌志内はどう進んでいかなければならないかということ、まず前提として、この第6次の計画がつけられていると、私はそのように理解しておりますし、期待をされているのではないかと、議員の御指摘のとおり私もそう受けとめております。

したがって、これから3年、4年という先を、本当は10年ということですが、歌志内の場合は相当部分を前倒しして、おくれた10年を取りかえしていきたいという、そういう思いも込めておりますが、一つずつ毎年の事業計画の中できちんと財源の裏づけをつけながら、実行できるものにしていきたいと、このように考えております。

また、住民との意見の対応ということでございますが、ふだんから地区別市政懇談会等いろいろな御意見もいただいております。また、先ほど申しました市民会議の中で、いろいろ御提案いただいている部分がございます。また、でき上がりましてから町内会連合会等へ内容をお示しし、説明をし、御意見等も伺うような場もつくっておりますし、市民の皆さんに対しても、公開しているという事実がありますが、いずれにしても、歌志内の場合は、毎年、市民の皆さんとそういう場面を用意しておりますので、ある意味、市民目線でのチェックは当然受けることになるだろうと。また、その中で、議員の皆さんが市民の皆さんの代表として、この議会の場で厳しいチェックをなさるのではないかと、そのように考えております。

また、計画は計画として、どの年次にどういうことを進めていくか、これはハードにしてもソフトにしても、よくその時点で先を十分考え、認識しながら常に後先調整をしていかなければならないのかなど、そのように思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今、説明をいただいたわけでございますが、まず、一番気にかかるところ、歌志内市が今一番の目標にしなければならないということで人口問題、これがまず根本的なものになってくるのだと思います。

先ほどの説明の中にもありました、その人口問題研究会で、今の時代から10年後を見据えて約2,750名ぐらいになるであろうという結果が出ているようでございます。それに、さまざまな施策をすることによって、3,000人それを目標としてやっていくのだという内容の説明があったわけでございますが、この250名という人たちを目標の人数にするために、しっかりとその歌志内市から、あるいは出ていかないということも加えて、そして移住も含めてということになるかと思いますが、これが一番の問題になるのは、やはりこれから行って

いく政策、それがさまざまなもので、その数値がどうなるかということが決まってくるのだと思います。

その中には、一つ言いますと、これからさまざまなことが1年ごとのロールで3年間、それが4年間ですか、その基本計画のような形で行われて実施計画でもやっていくという内容でございますが、一つのことをするにしても、さまざまな所管にまたがってその計画をつくり上げて実施していくのだと思います。それに対する職員との連携状態といいますか、話し合いのものとといいますか、そういったものがしっかりととらされていかなければならない。その状況と、その計画を行っていくために裏づけるその予算編成、そういったこともさまざまな所管で一つのことに対して話し合われて実施していくのだと思いますが、まず、その体制を、これからしっかりとつくっていく、あるいはもう既にやっているのだという、そんなようなことを説明していただければと思います。

それと5ページの基本目標の1番目でありました、自分たちのまちは自分たちでつくっていくという意識を持ってこれからの施策の大綱、まず第1のほうで説明があったわけですが、我々も議会の中で1時間という時間の中で、こういったことはどうでしょうかという、さまざまな質問を交えて私たちの考えを話しているわけですが、何かしら、その規則によって今までの決まりによってそれができないのですということが、数多くの答弁の中にございました。

例えば、公営住宅、お父さんが働いて大学に行く子供のためにお母さんも働きました。金額が収益が多くなったので出てもらわなければならない状態になんですという話があります。正直これは歌志内にずっと住んでいきたいという方々に対して、どうなのかなという思い、あるいは前回私のほうからも質問させていただきました、一つの施設に入るのに収入が多いと入れないんですよという、そういった規則があるのです。それも、そういった規則に縛られてしまうのであれば、やはりその歌志内市を出ていかなければならないような状況、そんなものになってしまうのかなという思いもございます。そういったことに対して、自分たちのまちは自分たちでつくっていくのだということを原点に、何かしら、その回避をするといいますか、いい方向をつくっていく、そんなことも議員我々一緒になって話し合っていかなければならないのではないかと思います、そういった状況づくり。

あと、もうすぐこれが始まるわけですがけれども、始まるに当たってもう既にやっているんだと私は思います。

まず、来年度行われること、既に話し合いが始まっているんだと思います。そういったことが毎年毎年繰り返して、その基本目標といったものをつくり上げていって、最終的にはそれが実施されるのですという内容の説明だったと思うのですが、そういったものについて、この3点につきまして質問いたしたいと思います。お願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） お答えします。

1点目の体制でございますが、現在機構改革というものが進められておりまして、4月以降新しい体制ができるのかなと思っておりますが、現在の体制の中でも、議員おっしゃるように、所管がここだから所管が考えるのだと、そういう時期もあったかもしれませんが、現在は、それぞれ各管理職を含めて臨機応変に集まっていただいて、例えば副市長を中心にして喧々囂々と意見交換をする。それはその所管だけが全てを知っているということではございませんので、いろいろな所管からの目線で、違った角度から物を見ていくと、そういうことでさまざまな意見が出てくると思います。どういう姿が一番望ましいのか、市民のためになるのか

ということ、時間をかけて繰り返し繰り返し、この総合計画もそうですけれども、現実には今作業が進んでおります新年度の事業、予算もあわせて、十分に議論を重ねていると、このように申し上げてもよろしいのかなど。あるいはこれから先も、そういう考え方でどこかがポイントにならなければならないでしょうけれども、横断的なそういう職員の意見というものを表に出せるように、そして、それを皆さんで議論できるような、そういう場面をつくっていききたいと、そのように考えております。

まちは自分たちでつくるのですと、当然おっしゃるとおりです。今回の市民会議の中でも、そうなのですが、私ども御挨拶で申し上げたことも常日ごろからあるのですけれども、もうここに長く住んでいただきたい、あるいはここに長く住みたいとおっしゃる方々が、どういうまちを望むのかということは、みずからも発言をしなければならない、あるいは行政の中にそういう思いを伝えていただきたい、あるいはみんなと一緒に考えませんかということを、日ごろから皆さんにお伝えしております。

今回などはいろいろな世代、そしていろいろな職種の方も入ってくださったのかなど、あるいはふだんの市民の皆さんとの意見を伺う場面というのが、例えば子育てをなさっている父兄の方との話し合う場面ですとか、あるいは子供さん、小学校、あるいは中学校の皆さん、そして一般の方々、あるいは私どもに話を聞いてほしいということで望まれる方々、団体の方々含めていろいろ御意見伺っております。そういう中でこの総合計画に基づいた事業、まちづくりを一つずつ見きわめながら、あるいは反省しながら進めていきたいと、そんなふうを考えているところでございます。

3点目でございますが、たまたま公住法をたとえにして、今、御質問されました。全く私どももそのとおりだと思います。この規制を撤廃をしていかなければならないと、そのように思っています。私たちもそこを心配しております。あるいは今建てかえをして、環境のよい住宅の提供をしながら、コンパクトのまちをまとめていきたいと、こういう思いもあるのですが、現在住んでいるところの家賃が非常に安いという問題があります。生活環境というのは決して望ましいものではないのですが、やはり家賃が高いということで、我々がそういうものを用意したとしても、なかなか難しい場面も出てきております。

今、歌志内市では、そういうものがあるからできないのではなくて、あってもどうやったらできるかと、そういう議論をしております。今、我々が計画を立てているものも、公住法に拘束されないのであればよろしいのではないですかと思います。逆手でやるのも一つの方法。行政の一生懸命10年間職員も苦勞をしてお金を残していただきましたが、そういうお金というのは市民のために使ってこそ値があるだろうという思いで、いろいろな考え方を職員の皆さんが集まって議論してくださっています。そういうことも、いわゆる規制があれば規制に該当しないような考え方も一つあると思います。

それと、一昨日ですか、道議会の総務の関係の委員会の方たち滝川に入ってまいりまして、我々の意見を聞かれました。そこで、申し上げたのですが、北海道が、やはり国のほうへそういう規制を撤廃する要請をしていただけないかと、今、議員がおっしゃったことをそのまま私申し上げました。一生懸命働いて先のことを考えたいのに、そういうことで家賃が上がる、保育料が上がる、手には何も残らないというのは果たして子育てなのかということも含めまして、要請はしています。

それが将来どうなるか、それはまた別としまして、歌志内は歌志内として、今考えているのは公住法に引っかからない、拘束を受けない、例えば補助金をもらわなければ拘束うけないのでしょうかということで、家賃は歌志内市として設定できるのではないかと、そういうことも含め

てどの方向が一番いいか、決定はしてませんが、今、職員が何時間もかけて何日もかけて、今議論している。先ほど言いました各課横断的に議論をさせていただいていると、こういうことが現実、それを今、予算編成の中で固めていくと、こういう考え方で進んでおりますので、決して行政はやってますやってますということは言いませんけれども、内部では相当前に進んだ議論がなされているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 3点目の中に、答弁として出てこなかったのですが、常に3カ月に一度の議会ということで、私たちの議員の中からも少ない人数なのですけれども、さまざまなことを調べた形で、こういった方法はいかがでしょうか、こういった方法もあるのではないのでしょうかという質問の中でも、さまざまなことを出させていただいております。

そんなことに対して、今、触れられておられなかったのですが、私たちの意見も取り上げていただいて、そして、副市長を先頭にしてですか中心ですか、話し合いを持っていただけるような状況をつくっていただければと思います。

それともう一つ、移住、定住、あるいはそこに住み続けようという市民の考えの中に、教育に対する考えが大きいということを言われています。自分たちの子供がどのような教育を受けて、そして、高校、大学、そして、社会人となるためのその下準備の教育といったものが大事だというふうに言われていますが、そういった件でも教育委員会のほうでも、さまざまなことに教育委員会と、その市長部局との話し合いのもとに、さまざまなことを発言してもらいたいのですが、その点、この2点を答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 議会の御質問の関係でございますが、私どもも常に建設的な御意見であれば十分それは受けとめたいということは、いつも申し上げていると思います。また、それが優れたものであれば、私どもはいただいて実行したいということも申し上げていたかなと、そのように思います。

住民の皆さんの代表という、そういう立場でお出でになるわけですから、我々も御意見については大事に受けとめていきたいと、そのように思っております。

それと、2点目の教育の関係ですが、これは行政側として申し上げますと、今、教育総合会議ですか、そういうのもありますけれども、私は、教育に関しては行政は最大限環境をつくりたいと日ごろから申し上げております。

私のライフワークの一つが教育なのですけれども、たまたま今行政に携わっておりますので、この幼稚園、そして小中学校の義務教育、教育長のほうでは幼小中という言葉を使っておりますが、保育所も含めて私は義務教育をできれば、大きく出ますと空知管内で本当にトップクラス、優れた力をつけてあげたいと。そして、子供たちには、それから先いろいろな道を選択できる、そういう環境を歌志内としてはつくってあげたいと。それが子育て世代を歌志内に招く大きなその後になっていくのではないかと。その手法としては、幼小中ということで、いろいろ教育委員会サイドで教育長もお考えのようですから、この辺については教育長のほうからお答えいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 森塚教育長。

○教育長（森塚勝敏君） 教育委員会の理念としましては、全ては子供たちのためにということとを理念として持っております、やはり子供を育てていく上では、やはりゼロ歳から高校卒業までは責任を持って育て上げるというようなことで、先ほど市長のほうからも申し上げましたように、昨年度教育委員会の改正がありまして、市長部局と連携を密にして総合教育会議等

もあり、でき上がり、それに向かってより連携を深めて教育にダッシュしていきたいというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、この10年で当市の将来が確定されるといっても過言でないと思いますけれども、このことについて市長の所見を伺っておきたいと思います。

それから、2点目ですが、今後この総合計画の策定に当たって、さまざまな観点としてまとめております。そこで、最重要課題として何が一番先に、当市の場合にはスピード感を持ってやらなければならない政策としているか、この辺についても所見を伺っておきたいと思います。

それから、3番目ですが、まち・ひと・しごとの総合戦略と整合させながら進めるといいますけれども、歌志内の将来の姿はどうあるべきかという方向性を示しております。そこで、よほどの覚悟と実効性を伴わなければ実現は不可能ではないかと疑問を感じ得ません。そこで、このことについても所見をしっかりと伺っておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 歌志内の将来がこの10年で決まるということでございます。私もそう思います。逆に言うと、10年遅れたのですね、ほかの自治体はもう10年先から現状、私どもがこれから取り組もうとする、そういうまちづくりに入っております。残念ながら財政の健全化、再建ということが優先したということでございます。

そういう意味で、先ほども申し上げましたが、10年計画というものを前半に前倒しして、スピードを上げていかなければ、なかなか目標とするところに近づくことは難しいのではないかと。10年かけますと、また、それなりに時間が経過していくと、社会的にまた変化が出てくるというような思いがありますので、まずは目標とするまちづくりに、いかに早い時間で近づけていくかと、このように考えております。

2点目の目標とするもの、これは御承知のとおり人口増というものにつなげていかなければならないと、あるいは人口の減少を防ぐと、こういうものがうまくマッチングして、何とか歌志内の活性化につなげていきたいと、このようには思っております。

それで、どういうことかと言いますと、いろいろと議会のほうからも御指導、御意見がございしますが、やっぱり若い世代、生産年齢の世代をいかに歌志内に呼び込むかと。あるいはこれは社会的に45%を超える高齢化率を持っておりますので、社会的な減少というものは、これは私は防ぎようがないと思います。これはある程度認めざるを、私は得ないと思います。そのかわり、やはり健康年齢といいますか、これを伸ばしていただくという、こういうやっぱり政策を打っていかなければならない、それが肺炎球菌の予防接種であったりするわけですけども、こういうことで、健康年齢を伸ばしていただくことで人口の減少を防いでいくと、こういうものを総合的にあわせて進めていく必要があるだろうと。ですから、高齢者向けの政策、これら住宅の問題も含めてそうなると思います。あるいは子育て世代に対する支援ですね、それから教育というものに対する底上げ、こういうものがトータルして進めていかなければ、1カ所に偏るとなかなかそれは総合的なものにはなっていないと、そのように考えております。

そのためにハード、ソフトあわせて、我々も研究しますし、あるいは議会の皆さんにもいろいろ御意見を頂戴することになるろうかと思いますので、勉強をしながら議会と両輪で取り組ん

でまいりたいなど、そのように考えているところでございます。

3点目の思い切ってやらなければならないよと、総合戦略というものを含めて、そのとおりだと思います。歌志内でやはりこれから必要なのはやっぱり雇用、雇用がなければ移住もない、定住もないということで、やはり産業興しというものがどうしても必要になってくるのではないかと。

現在、おかげさまで基幹産業である石炭が出炭が今盛んになっておりまして、輸送業も含めて少し活性化してきているのですが、唯一の産業と言っても過言ではないと思います。こういう中に、新しい分野に進出していかざるを得ないということで、御承知のとおり現在計画を進めているわけですが、おっしゃるとおり新しい分野にチャレンジしていかなければ、歌志内には新しい産業はできないという思いで現在農業にチャレンジするというので、新年度も含めまして思い切った挑戦をしてみたいと、そういう計画を、今新年度において進めていきたいということで、いずれ御提案申し上げたいと思います。

やはりおっしゃるように思い切ってやると、そして、そこに市外、あるいは市内含めて雇用というものを生み出していくと、こういう努力を、どうしてもしばらくの間は行政が主導して進めていかなければならないのかなと、そのように考えているところでございます。

いずれにしても28年度、新年度からは思い切った行政を進めていくという考え方を持っております。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいま市長の所見として、この私の3点の質疑に答弁をいただいたわけですが、まさに人口増が一番だと私は思います。常日ごろ私も議会でやはり人がいなくしてまちは成り立っていかないわけですから、やはりこれが最重点の政策として考えていくべきだと、このように私も感じます。そして、先ほどもふれておりましたけれども、当市の場合は平成18年の財政問題が発端して、それから今市長の答弁あったように、非常にこの間、財政問題に一番先に取り組んできて今日に至っているわけですが、確かに5次の基本計画の政策については大分遅れていたのかなと、このように私も理解はしております。

それで、今後のこの第6次については、やはりスピード感を持っていかなければというのは、私のさっきの質疑でございます。そんなことで、やはりこの6次が不可能にならないように、やはりこれはこの10年間で歌志内の本当の将来のあるべき姿が決定づけられるような気をしております、人口も含め。

その中で、やはり官民が本当に総力を上げる10年間ではないかと、私はこのように思いますので、やはり事あるごとに情報の共有が、やはりお互いに必要ではないかと、そういうことでやはりどんどんこれから情報も出していただいて、もちろん今までこの計画の中にさまざまなものが策定しようとしております。そんな意味では、やはり片一方だけ情報を持っていたのでは前に進んでいかないのではないかと、このように考えておりますので、この情報の共有というのは非常に今後大事になってくるのではないかと、このように思いますので、この辺についてどのようにお考えしているか。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） おっしゃるとおりですね。

今、私ども市民の皆さんにお話するときによく言うのですが、確かに移住大切だと思います、歌志内に来ていただくということは大事だと思います。ただ、私ども、今もう行政は、まずは今歌志内に住んでいる方、この方々をまず大切にするんですよと、それがスタートです。それが原点です。その今住んでいる方々を大事にしないで、こういう行政区に市外から

人が来てくれるわけがないと。まず、歌志内に住んでいる人を大事にすることが原点なわけですね。その上で、市外から歌志内を望むと、歌志内市に住んでいたら安心して住めるのですねという、そういうまちづくりをしていかなければならないと、そういう思いであります。

この情報ということですが、私どもは持っているものは出します。これは対議会だけでなく、住民の皆さん各団体にも出します。それはこれからの10年間、歌志内のまちづくりをしようと思えば、行政だけ、議会だけではできないと思います。これは市内の各団体、あるいは市民の皆さん、それからこれから組織化していかなければならないと思いますボランティアですとか、そういういろいろな方々と一緒にまちづくりをしていかなければ、なかなか住みやすいといえますか、ほかからでも移住したいというようなまちはつくれないと思います。

行政だけが考えてやるのが全て優れた計画かと、私はそう思いません。いろいろな立場の方にそれぞれの目線で御意見をいただきながらやらなければ無理だと思います。それと行政の力だけではできないと思います。

先ほど、総務課長のほうからのお話があったと思いますけれども、行政、議会、あるいは産学官、それから金融機関を含めて、こういううちは5者と言ってますけれども、こういう方々とやはりスクラムを組みながらやっていかなければ、大きな事業というのは私はできないと思います。そのためには、情報を皆さんに開示していくということが、今一番のことかなと思っておりますので、今、御指摘がありました内容については、これからも機会があればどんどん提供してまいりたいと、そのように思います。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、議長を除く7名の委員をもって構成する議案第3号審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号については、議案第3号審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ここで、先ほど設置されました議案第3号審査特別委員会の正副委員長がそれぞれ選出された旨、通知がありましたので、御報告をいたします。

委員長に女鹿聡さん、副委員長に本田加津子さん。

以上であります。

ここで、11時35分まで休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午前 11 時 33 分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第 4 号から議案第 7 号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第 8 議案第 4 号より日程第 11 議案第 7 号まで、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第 4 号、議案第 5 号及び議案第 6 号の補正予算につきましては、一括御提案申し上げます。

なお、議案第 7 号は市立病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案第 4 号平成 27 年度歌志内市一般会計補正予算（第 6 号）。

平成 27 年度歌志内市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 130 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 7,315 万 8,000 円とする。

2 項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5 ページをお開き願ひます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 8 節報償費 23 万円の増額補正は、ふるさと応援寄附者の増加に伴う当該寄附者への謝礼品の増で、25 節積立金 130 万円の増額補正は、歳入の寄附金と連動した歌志内ふるさと応援基金への積立金であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 5 目医療福祉費 28 節繰出金 14 万円の増額補正は、後期高齢者医療特別会計への繰出金の増ですので、その会計のところで御説明いたします。

8 款土木費 4 項都市計画費 2 目下水道費 28 節繰出金 12 万 8,000 円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金の増ですので、その会計のところで御説明いたします。

14 款 1 項とも職員費、1 目職員給与費 2 節給料 359 万 3,000 円の減額補正は、一般職員の退職等による減、3 節職員手当等 258 万 1,000 円の増額補正は、人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合の引き上げ等による一般職手当及び特別職期末手当の増で、改正内容は先ほど議案説明のありましたとおりでございます。4 節共済費 159 万 7,000 円の減額補正は、一般職員の退職による退職手当組合給付金の減であります。

15 款 1 項、7 ページに参りまして、1 目とも予備費 211 万 1,000 円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものでございます。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願ひます。

16 款 1 項とも寄附金 2 目 1 節ともふるさと応援寄附金 130 万円の増額補正は、ふるさと応援寄附条例に基づく寄附金の増であります。

以上で、議案第 4 号の一般会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第5号の市営公共下水道特別会計補正予算につきまして御提案申し上げます。

議案第5号平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,430万6,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費3節職員手当等12万8,000円の増額補正は、時間外勤務手当及び勤勉手当の支給割合の引き上げに伴う勤勉手当の増であります。

2款1項とも公債費2目利子は財源区分の変更であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金12万8,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増減調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第5号の市営公共下水道特別会計の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第6号の後期高齢者医療特別会計補正予算について御提案申し上げます。

議案第6号平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ14万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,674万円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料3万円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定による一般職給の増で、3節職員手当等10万4,000円の増額補正は、勤勉手当の支給割合引き上げ及び住居手当等の増に伴う一般職手当の増、4節共済費6,000円の増額補正は、給料改定に伴う退職手当組合納付金の増であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金、1目1節とも一般会計繰入金14万円の増額補正は歳入歳出予算の増減調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、議案第6号の後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書を含めての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 加津市立病院事務長。

○市立病院事務長（加津武君）　－登壇－

議案第7号平成27年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます、その内容について御説明いたします。

第1条は、省略いたしまして、第2条から申し上げます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を補正するものであります。

第1款病院事業費用の既決予定額6億2,933万4,000円に188万5,000円を増額して6億3,121万9,000円に改めようとするもので、その内訳は、第1項医業費用の既決予定額に188万5,000円を増額して、6億2,188万8,000円に改めるものであります。

第3条は、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第1号職員給与費の既決額3億8,340万4,000円に188万5,000円を増額して、3億8,528万9,000円に改めるものであります。

次に、実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出について御説明いたしますので、1ページをお開き願います。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費の188万5,000円を増額補正の内訳は、（給料）1節医師給2万3,000円の増、2節看護師給2万9,000円の増及び3節医療技術員給3万2,000円の増、これは人事院勧告に伴う給与改定の増であります。4節事務員給16万6,000円の増、これは人事院勧告に伴う給与改定の増及び昇格に伴う増であります。

（手当）5節医師手当29万2,000円の増、6節看護師手当62万5,000円及び7節医療技術員手当13万8,000円の増は、主に人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合引き上げの増であります。8節事務員手当25万4,000円の増は、人事院勧告に伴う勤勉手当の支給割合引き上げの増及び昇格に伴う期末手当、勤勉手当の増であります。11節法定福利費32万6,000円の増は、人事院勧告に伴う給与改定の増及び昇格に伴う増によるものであります。

次に、3ページから9ページまでの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、11ページをごらんください。

予定貸借対照表の資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は、既決予定額より188万5,000円増額した8,435万円となり、年度末の累積欠損金は9億3,310万3,000円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御願いたします。

○議長（川野敏夫君）　これより、議案第4号平成27年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君）　討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第4号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第5号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号平成27年度歌志内市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第7号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

- 議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。
これもちまして、平成28年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

（午前11時49分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 湯 浅 礼 子

署名議員 本 田 加 津 子